

大村湾における藻場面積調査業務委託仕様書

本仕様書は、大村湾における藻場面積調査業務に際し、長崎県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が委託契約書に基づき、乙が履行しなければならない業務（以下「業務」という。）について必要な事項を定めたものである。

1. 業務目的 大村湾における藻場面積に関して現況を把握する

2. 履行場所 受託者の業務場所

3. 履行期間 契約締結日から令和7年8月15日まで

4. 業務内容

(1) 調査準備

ア 業務実施体制の報告

乙は、本業務に従事するにあたって、高度かつ広範な技術により推進できる総括責任者1名と、本業務に優先して従事することのできる担当技術者1名を選任し、業務実施体制（配置された者の氏名及び連絡先を含む。）について、契約締結日から10日以内に甲に任意の様式で報告する。なお、業務実施体制に変更があった場合は、その都度速やかに甲へ報告する。

イ 業務計画書の作成

乙は、調査項目等に係るスケジュール等について、任意の様式で業務計画書を作成し、契約締結日から10日以内に甲に報告するものとする。なお、変更があった場合は、その都度速やかに甲へ報告する。

(2) 資料収集

乙は、本業務の実施にあたり必要となる資料の収集を行う。

(3) 現況の把握及び整理

生物多様性センター（環境省）のホームページにある「藻場調査（2018～2020 年度）」より、WEB-GISを活用もしくはGISデータをダウンロードし、アマモ場、海藻藻場等種類別に藻場面積を算出する。

また、本調査は地図上により距離を計測し、面積を把握・整理することとし、現地踏査や学識経験者へのヒアリングは想定していない。

面積に関する情報については、基本的には乙において収集するものとするが、必要に応じて甲は協力する。

(4) 業務打合せ

業務着手時に業務打合せを実施する。日程は甲乙協議の上決定するが、業務上必要に応じ都度協議を行うことができるものとする。

(5) 報告書の作成

前記(3)の業務内容等について報告書を作成し、成果物として甲に提出する。

5. 成果物

(1) 報告書（ワードおよびPDF形式 DVD-R） 1式

(2) 報告書取りまとめ時に作成した図表データ（電子データ DVD-R） 1式

6. その他留意事項等

本仕様書に定めがない事項又はこの仕様書の事項について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定める。